

【Ⅲ－4 質の高いリハビリテーションの推進－③】

③ 疾患別リハビリテーション料の算定単位数上限 緩和対象患者の見直し

第1 基本的な考え方

適切な疾患別リハビリテーション料の算定を推進する観点から、運動器リハビリテーション料等に係る算定単位数の上限が緩和される対象患者を見直す。

第2 具体的な内容

疾患別リハビリテーション料に係る算定単位数の上限が緩和される対象患者について、明確化するとともに見直しを行う。

改 定 案	現 行
<p>【第7部 リハビリテーション】 [施設基準]</p> <p>別表第九の三 医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第4号に規定する患者</p> <p>回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（運動器リハビリテーション料を算定するものを除く。）</p> <p>脳血管疾患等の患者のうち<u>発症日、手術日又は急性増悪の日から六十日以内のもの</u></p> <p>入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料（I）、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、廃用症候群リハビリテーション料（I）又は呼吸器リハビリテーション料（I）を算定するもの</p>	<p>【第7部 リハビリテーション】 [施設基準]</p> <p>別表第九の三 医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第4号に規定する患者</p> <p>回復期リハビリテーション病棟入院料又は特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（運動器リハビリテーション料を算定するものを除く。）</p> <p>脳血管疾患等の患者のうち<u>発症後六十日以内のもの</u></p> <p>入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料（I）、脳血管疾患等リハビリテーション料（I）、廃用症候群リハビリテーション料（I）、<u>運動器リハビリテーション料（I）又は呼吸器リハビリテーション料（I）</u>を算定するもの</p>